

国際的競合訴訟の規律

—最高裁平成28年3月10日判決を契機として—

不破 茂

愛媛大学法文学部 准教授

序

最高裁平成28年3月10日判決（民集70巻3号846頁）¹（以降、平成28年最高裁判決ないし本件）は、米国に進出したわが国企業が進出先企業において株式を強制償還され、米国において提訴されたことに端を発し、わが国企業・経営者が米国で応訴すると共に、わが国でも対抗的な訴訟を提起した事件に関する。このわが国の関連訴訟について、米国訴訟が係属していることを考慮しつつ、国際裁判管轄を否定する特別事情（民訴3条の9）があったとした。国際裁判管轄法制を整備した平成23年民訴法改正後、最高裁が初めて特別事情について判断を下した事例である²。最高裁平成9年11月11日判決（民集51巻10号4055頁）において判例法として確定されたいわゆる「特段の事情論」が継承されたものとされている³。特別事情（民訴3条の9）の性質⁴及び特段の事情論との広狭について議論のあるところである⁵。

国際訴訟競合の規律について、その要否及び必要であるとした場合の規制方法が争われてきた⁶。外国判決承認制度（民訴118条）により外国判決の効力がわが国において生じるため、将来下される外国判決の承認予測が成り立つなら、国内的な重複訴訟禁止（民訴142条）と同様にわが国後訴を規制することができるとする承認予測説がかつて多数説となったため、国際訴訟競合の規律と言え、当事者・訴訟物の同一（狭義の訴訟競合）を要件として、外国訴訟係属の効果を承認し、直ちにわが国訴訟を規制することであると考えられてきたきらいがある。

しかし、裁判管轄規制説と呼ばれてきた学説が、もともと訴えの利益による内国訴訟の規制を排除しないものであった⁷。事実関係に応じて、内外訴訟の競合状態の場合に内国訴訟を規制することを、信義則を含めて、自然な形で法律構成するべきであるとする多元説とでも言うべき内実を有するものである⁸。裁判管轄で扱うとすると、もとより訴訟物（事件）の同一についても厳密な画定を

¹ 判時2297号40頁、判タ1424号110頁。第1審、東京地裁平成25年10月21日判決。控訴審、東京高裁平成26年6月12日判決。

² 高杉直・本件評釈・ジュリ1505号313頁。

³ 佐藤達文・小林康彦『一問一答・平成23年民事訴訟法等改正—国際裁判管轄法制の整備』158頁。

⁴ 管轄の否定か、管轄権行使の裁量的抑制かという問題がある。青山善充「新しい国際裁判管轄法について」明大法科大学院論集10号362頁以下（2012）参照。なお、山田恒久・本件評釈・リマークス55号（2017（下））130頁は、管轄の存否とは別個の特別の訴訟要件とする。

⁵ 中西康「新しい国際裁判管轄規定に対する総論的評価」国際私法年報15号2頁等参照。

⁶ 拙稿「国際訴訟競合の規律再論（上・下）」愛媛法学会雑誌43巻1=2号67頁、愛媛大学法文学部論集（社会科学編）41号43頁参照。学説について詳しくはこちらを参照されたし。

⁷ 石黒一憲『国際民事紛争処理の深層』105、139、142頁。

⁸ 木棚照一編著『国際私法』403頁（中野俊一郎）参照。

7. 国際的競合訴訟の規律

要しないのであり、関連訴訟を含めて考察すべきこととなる。その上で、訴訟物同一の狭義の訴訟競合の場合を含めて、競合訴訟が存在するから直ちにわが国訴訟を規制するという学説ではない。証拠の所在地や当事者の公平他の要素と合わせて勘案するのであり、競合訴訟の存在はそもそも一個の要素に過ぎない⁹。

他方、外国訴訟係属を前提に内国訴訟を遂行する利益を考慮するという特殊の訴えの利益概念を用いて、国際的訴訟競合を規制しようとする学説が現在有力化している¹⁰。いずれにせよ柔軟な利益衡量を必須とするのであり、信義則に基づき内国訴訟を却下する余地も認める¹¹。この学説が裁判管轄における規制を否定するのは、主として体系的理論的根拠を問題とするものである。訴えの利益説が関連事件をいかに扱うかは不明である。

内外訴訟の当事者・訴訟物が一致せず、争点が同一の関連訴訟についても規制する余地がある。外国給付訴訟に対抗する消極的確認訴訟を提起するような原被告逆転型の場合を除くと、むしろ、厳密に当事者・訴訟物が一致する訴訟競合が生じることは例外的であろう。外国訴訟に対抗して、内外の管轄争いを行うとしても、異なる当事者の引き込みや異なる請求の付加を行うという実務がまま見受けられるところである。そういう意味において、関連事件の規制が重要である¹²。上記最高裁判決及び最高裁平成13年6月8日判決（民集55巻4号727頁）（ウルトラマン事件）

は¹³、このような関連事件が外国に係属する場合であった。

訴訟物・当事者の同一である場合を国際訴訟競合として、その規制の在り方を考察することが学説の従来傾向であった。ここでは、これを狭義の訴訟競合と呼び、関連事件を合わせて、内外の「競合訴訟」という語を用いて、検討の対象とする。結論的には、国家間の競合管轄許容原則を重視しつつ、訴訟物同一の場合を含めて、競合訴訟が内外に併行するというだけで直ちに内国訴訟を規制するという立場を採らない。

以下、まず、上記平成28年最高裁判決の事実関係をやや詳細に述べた上で、最高裁判決と、原審において争われた問題点について概観する。次に、競合訴訟の規制という観点から、上記最高裁判決の位置付けを確定する。外国競合訴訟の係属をわが国の国際裁判管轄を否定する特別事情の一つの考慮要素としたものであり、この点が確定判例となったと解する。更に、当事者及び訴訟物同一の場合の狭義の訴訟競合と、関連事件を、共に規制するEUのブリュッセル I a規則¹⁴の競合訴訟規制を概観したい。2012年改正による新たな規定が導入され、これが2015年に発効している。これにより構成国間及び構成国と第三国間の競合訴訟の規制に関するブリュッセル体制が修正された。これを一瞥した上で、最後に、結語において小括を行う。

⁹ 松岡博・ジュリ1224号327頁参照。

¹⁰ 渡辺惺之・「国際的二重訴訟論—訴えの利益による処理試論」新堂幸司ほか編『判例民事訴訟法の理論（下）』504頁、同・リマークス5号170頁、道垣内正人『国際契約実務のための予防法学—準拠法・裁判管轄・仲裁条項』134頁など。

¹¹ 拙稿・前掲（上）75頁参照。

¹² 同旨、中野俊一郎・本件評釈・民商153巻554頁。

¹³ 同事件も、特段の事情論の枠組みにおいて、外国関連訴訟を考慮できるかを扱ったのである。

¹⁴ Regulation (EU) No.1215/2012, OJ L 351[2012].

I 平成28年最高裁判決の事件の概要と判決の要点

1 事件概要と最高裁判決

X₁社は、パチンコ遊技機の製造販売を行う日本法人、X₂社は、X₁の株主である日本法人、X₃は、X₁の代表者でありY₁社の取締役でもある。X₂は、X₃が他の親族と持分を共有する香港法人であるA社の完全子会社である。Y₁社はカジノ及びホテル運営を行うネバダ州法人、Y₂～₁₃は、Y₁の個人取締役である。X₁は、子会社であるネバダ州法人B社を通じて、Y₁社に出資していたところ、その株式総数の約20%を保有していた。

X側とY側との幾つかの出資合意が存在し、この合意に関する専属的裁判管轄及び準拠法が指定されていた（主として、ネバダ州裁判所及びネバダ法）。なお、本件に関する準拠法及び専属管轄の合意は存在しない。

ネバダ州のゲーミング規制法令によると、ゲーミング事業を行うために州当局の免許が必要であり、犯罪その他の好ましくない事柄に関与する危険性のある個人・団体がゲーミング事業から排除されること、そして免許取得者について、当局による不適格認定がなされると免許剥奪も有り得ることが規定されている。平成14年に設立されたY₁社がこの免許登録を承認されたのが平成17年である。この間、Y₁社の定款に、取締役会の不適格判断によって株式強制償還のなされることが規定された。

その後、平成23年に至り、X₃及びその関係者の違法行為について、Y₂その他の取締役らが米国所在法律事務所に調査依頼を行い、その調査報告書がY₁社に提出された。

これによると、X₃及び関係者が米国海外腐敗行為防止法に違反したと一応見られる行為を長期にわたり繰り返し実行してきたことの証拠が得られたとされている。そして、X₃を除く取締役らの全員一致により、Y₁社取締役会決議がなされた。すなわち、B社、X₁社、X₃が定款にいう不適格者であるとして、B社保有株式2454万9222株を10年満期の約19億3600万ドルの約束手形と引換に強制償還する。直近取引日の終値を約30%下回る価格を償還価格とするものであった。直ちにY₁社ホームページに英文のプレスリリースが公表されたが、その内容は次の通りである。米国所在法律事務所の報告書により、X₃及びその関係者が米国海外腐敗行為防止法に違反する不適格な活動を行ったことが立証されたこと、及びB社保有株式が強制償還される取締役会決議がなされたことである。

間髪を入れず、Y₁社は、X₁社、X₃、B社に対して、ネバダ州裁判所に提訴し、Y₁社が定款に忠実に行動したことの確認、及びX₃の信認義務違反に基づく損害賠償を求めた（平成24年2月19日）。これに対して、X₁社及びB社が、Y₁社及びY₂らX₃以外の取締役全員に対して、反訴を提起し、取締役会決議無効を理由に、決議履行差止め及び損害賠償を求めている。以下において、これら本訴及び反訴を米国訴訟と呼ぶ。米国訴訟は、同年4月8日に、刑事事件捜査のために証拠開示手続が停止され、平成26年5月2日に至り、中断延長の申立てが却下されている。この間、米国訴訟に遅れてわが国訴訟が提起され、平成25年10月21日にその第1審判決が下され、平成26年6月12日に控訴審判決が下された。従って、わが国第1審判決は米国訴訟が刑事事件のために停止している間に、控訴審判決は米国訴訟の再開直後に下さ

れているのである¹⁵。

わが国訴訟は、X₁社及びX₃が、Y₁社及びY₂～₁₃に対して、上記プレスリリース掲載によって名誉信用を毀損されたとして慰謝料及び弁護士費用を請求し、X₂社は、X₁社の名誉信用毀損の結果としてその株価が下落したため損害を被ったとして損害賠償を求めたものである。

これに対して、原審判決は、X₁社及びX₃について、米国においてインターネット上に発信された表現がわが国において原告らの名誉信用毀損の結果を発生させたとして、民訴第3条の3第8号に基づきわが国に不法行為地たる管轄原因が存在するとした上で、民訴第3条の9の特別事情が存在するとして却下し、X₂社については、間接的結果がわが国に生じたに過ぎないとして、不法行為地管轄を否定した。最高裁判決はX₁社及びX₃の事件にのみ関わる。最高裁もわが国の不法行為地管轄を前提として、第3条の9の特別事情の存在を認めた。

原審判決によると、米国訴訟の「紛争の核心」が、X₁社及びX₃の活動が米国海外腐敗行為防止法に違反し、Y₁社の行動準則に違反しており、株式強制償還が正当であるか否かという問題である。同時に、わが国訴訟の基本的な争点が、米国の法律事務所による調査報告書の真実性、及びY₁社がこれを真実であると信用したことの相当性である。従って、日米の訴訟は「争点及び立証方法の多くを共通にする」のである。最高裁判決は、特別事情（民訴第3条の9）を考慮する上で、①事案の性質として、本件訴訟が「日本訴訟提起当時既に係属していた米国訴訟に係る紛争から派生した紛争に係るもの」であり、「事

実関係や法律上の争点について、本件訴訟と共通し又は関連する点が多い」としている。すなわち、最高裁もわが国訴訟が、先に係属した米国訴訟の関連訴訟であることを前提にしている。そして、②米国訴訟の状況に言及し、開示手続が進行しており、合計約100名の証人、9500点の文書が既に開示されると述べる。③文書の大部分が英語で記述され、証人の大半が米国等に在住し日本語に通じないのであり、本案において想定される主な争点についての証拠の所在地が米国であるとする。④米国訴訟が定款上の不適格者に関する株式強制償還の是非という、米国でホテル及びカジノを運営することを業務とするY₁の「経営に関して生じる紛争」であり、当事者は米国での提訴を想定するべきである。Xらは米国訴訟に応訴及び反訴して積極的に関わっている。米国手続で開示された証拠から考えると、その翻訳、通訳、証人招請等の、Y側の負担が過大である、とする。

以上、最高裁判決は、関連訴訟としての事案の性質①、先に係属した米国訴訟の進行状況②、証拠の所在地③、当事者の公平④の観点から、わが国の管轄を認めない特別事情が存在するとしたのである。

以下に、原審判決で扱われた問題点について略述する。

2 併合に基づく管轄

X₂社の損害賠償請求について、X₁社及びX₃の請求との併合に基づく管轄原因（3条の6）に関し、密接な関連があるとX側が主張していたが、原審判決は、X₁及びX₃の名誉信用毀損に基づく損害賠償請求の国際裁判管轄が特別事情により否定されるから、併合

¹⁵ 但し、控訴審口頭弁論終結日は同年4月24日であるので、米国訴訟再開前である。

請求に基づく管轄も否定されるとした。

3 共同不法行為等

X₁社及びX₃は、①Y₂ら個人取締役らがコンプライアンス委員会に対してX₃らの違法行為の調査を依頼した調査依頼行為、②Y₁社及びY₂ら個人取締役らが、X₃らを米国海外腐敗行為防止法違反を繰り返した疑いのある不適格者と認定し、B社保有株式の強制償還を決定した取締役会決議、③Y₁社が決議内容を掲載したプレスリリースをインターネット上に公表した行為、以上によりX₁社及びX₃の名誉信用毀損を生じたとする。

Y₂ら個人取締役らの責任について、X側主張として、第一に、①調査依頼行為と②取締役会決議が③プレスリリース公表による名誉毀損を惹起したものであり、従って、Y₂ら個人取締役ら自身も責任を負う。第二に、プレスリリース掲載がY₁社業務として取締役らの決定に基づく。第三に、Y₁社とY₂らの行為について、民法719条に基づき過失による共同不法行為が成立する。以上を原審において主張した。しかし、原審判決は、民法719条を前提に、調査依頼及び取締役会決議とプレスリリース掲載とは、各々別個の行為であり、関連共同性がない（第1審）。Y₂らがプレスリリース掲載を指示ないし幫助した（民法719条2項参照）証拠がない（控訴審）とした。

国際裁判管轄に関する管轄原因を定める民訴3条の3第8号にいう「不法行為」概念について、日本民法上の不法行為を意味すると解する学説がある¹⁶。本件の場合、民法709条や719条に基づき、加害者の行為に基

づき被害者の法益が侵害されたこと（損害の発生）を立証しなければならなくなる。国際裁判管轄決定段階で、「一応の説明」ではなく、判例が客観的事実関係説に拠ったのである¹⁷。しかし、加害行為、法益侵害、損害発生、因果関係について、厳密に民法に基づき立証を求めるとすると、これが準拠法決定以前なのである。繰り返すと、原審判決は、わが国民法719条に基づき、共同不法行為の関連共同性、及び指示ないし幫助の立証を求めつつ、これを否定したのである¹⁸。準拠法決定以前に、国際裁判管轄原因の概念として、厳密に法廷地実体法に依拠して、客観的事実関係についての完全な立証を求めるといふべきかについて、やはり疑問がある。

名誉信用毀損に関しては、ウェブ記事掲載及びわが国における閲覧可能性に基づく原告の名誉信用毀損の結果発生が認定されていると言えよう。そして、当該表現の真実性及び真実であると信用したことの相当性という違法性訴阻却事由こそが、この事件の中心的問題であるが、不法行為地としての国際裁判管轄原因の問題としては立証不要とした。かつ、その審理をわが国で行うかについて、わが国で行うとすると「当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情」があるとしたわけである。

4 名誉信用毀損と結果発生地管轄¹⁹

地裁判決は他国におけるインターネット上の表現が、「日本国内においても容易に閲覧可能な状態に置かれること」、及び「X₃は、日本人であり、B社の親会社であるX₁社は、日本の株式会社であって、日本国内にも株主

¹⁶ 兼子一原著『条解民事訴訟法[二版]』56頁、93頁（新堂幸司=高橋宏志=高田裕成）。

¹⁷ 前掲、最高裁平成13年6月8日判決。

¹⁸ 山内貴博「共同不法行為と不法行為地管轄」ジュリ1495号88頁参照。

¹⁹ 種村佑介・本件地裁判決評釈ジュリ1479号308頁、中村知里・本件地裁判決評釈ジュリ1482号116頁。

7. 国際的競合訴訟の規律

が多数いることは容易に想像され得るところであること」から、「英語表記である点を考慮しても、なお日本国内で閲覧され、日本の投資家等にも多大な影響を及ぼすであろうことは、十分予見することが可能であった」とする。

インターネット上に一定の情報なり表現を公表すると、世界中の国々において、瞬時に閲覧可能となる。ウェブ記事の閲覧可能性は世界中に及ぶのである。国内事件においては、ある表現の閲覧可能性に基づき直ちに名誉信用の毀損という結果が生じると解することが許されるのかもしれない。しかし、国際事件において、閲覧可能性のみにより、その地における名誉信用毀損が生じるとするならば、被害者とは無関係の地においても、名誉信用毀損に基づく不法行為地管轄が発生するということになり、世界中、無限定に管轄が拡散することになる。むしろ、その地に、被害者の名誉・信用が存在しなければならぬのである²⁰。この徴表として、被害者住所ないし本拠地、本店所在地、事業活動地等が考えられるというべきである。被害者が企業であれば、株式等を上場している証券取引所の所在地もこれに該当しよう。従って、外国でインターネット上に一定の表現を発信した行為がある場合に、わが国の裁判を求めるためには、わが国において閲覧可能性があり、かつ、わが国が被害者の本拠地であるなど、名誉信用の存在する地であることの立証が必要であると解する。

あるいは、閲覧可能性に基づき名誉信用毀損の結果を生じると解しつつ、民訴第3条

の3、第8号括弧内の予見可能性要件に関して、被害者に全く無関係の地で閲覧可能となっても、加害者にはその結果の発生は通常予見不能であると構成することも可能ではあろう。しかし、上述の地のほかには、名誉信用毀損という結果が発生しないと解する。本件では、日本が被害側の本拠地であり、かつ、株式を上場する証券取引所所在地であった。この点で、原審の理由付けには疑義がある。なお、第3条の3、第8号括弧内の予見可能性要件は規範的要件である²¹。通常予見可能性が客観的類型的に判断されるものであることから、閲覧可能性により結果発生地を認定し、個別具体的な事情による調整を3条の9に委ねるものとして、判決を妥当とする見解がある²²。

企業や代表者の名誉信用毀損に基づき、その企業の株価が下落したとしても、株価下落という結果は間接的結果である。原審は、結果発生地としては、直接的結果発生地のみが不法行為地管轄を基礎付け、株価下落という間接的結果の発生地は含まれないとした。原審では、上場株式の価格下落に基づく損害賠償請求が含まれていたのである。不法行為地管轄が発生するための不法行為地には、行為地と結果発生地が含まれるとするのが通説判例である²³。更に、結果発生地としては、被告の応訴負担を主たる理由として、二次的副次的損害の発生地を含まないと解する見解が多い。従って、取引所所在地における、企業等の名誉信用毀損という直接的結果の発生は認められるはずであるから、当該企業等による慰謝料請求等の賠償請求は不法行為地管轄

²⁰ 参照、中西康「マスメディアによる名誉毀損・サイバースペースでの著作権侵害等の管轄権」高桑・道垣内編『新・裁判実務体系3 国際民事訴訟法（財産法関係）』99頁（2002）。

²¹ 前掲、佐藤・小林71頁、道垣内172頁など。

²² 村上正子・本件評釈・JCAジャーナル64巻1号15頁。

²³ 例えば、高橋宏志「国際裁判管轄—財産関係事件を中心にして」澤木敬郎・青山善充編『国際民事訴訟の理論』62頁。

として可能であるが、原審の論理に従うなら、これに基づく株価下落の損害については間接的結果であり、不法行為地管轄が生じない。企業の名誉信用毀損に基づく第三者保有株式の価格下落の損害については²⁴、加害者の住所や営業所等（民訴3条の2）における裁判か、あるいは別途、被害企業の経営責任に対して株主としての損害賠償請求を行うしかないということになる。

この事件においては、 X_1 代表者である X_3 は株主 X_2 の実質的支配者であると考えられる。すなわち、 X_3 は、 X_1 社の株主である X_2 社の完全親会社である香港法人A社の持分全てを親族と共に共有しているのである。従って、実質的支配者である X_3 が、 X_1 社の株価下落による損失を X_2 を通じて賠償させようとしているとも解し得る事案であった。原審判決は、このことに影響されている可能性もある。 X_2 社は、 X_1 社発行済株式8019万5000株の内、5445万2500株を保有しており、プレスリリース公表直前の株価1916円から直後の1516円まで下がったので、全株式の時価総額にして、約1536億円から約1216億円まで下がったのである（大阪証券取引所ジャスダック市場）。そして、 X_2 社の損害額として217億円余りと主張されており、請求額はこの内、100億円である。

II 平成28年最高裁判決の位置付け—特別事情の枠組みと競合訴訟

1 特別事情の性質と競合訴訟

民訴第3条の9は、「訴えについて日本の

裁判所が管轄権を有することとなる場合」に、「事案の性質、被告の応訴負担、証拠の所在地その他の事情」を考慮要素として、「当事者間の衡平及び適正・迅速な審理」を指標としつつ、訴えを却下できる特別の事情を判断すると規定する。従前の判例法である特段の事情論は、国内土地管轄規定から国際裁判管轄を逆推知する場合に生じ得る過剰管轄を修正するために必要とされたのであるが、立法担当者によると、これを継承したものであるとされている²⁵。現行の民訴第3条の2以下の規定は過剰管轄が生じないように管轄原因を限定しているのので、第3条の9の発動余地を極めて限定的に理解する厳格説と²⁶、立法時の類型的利益衡量においても、そもそも例外条項の適用を念頭に管轄原因規定が制定された場合があるとの理解の下に、一定の活用余地を認める抑制説²⁷との対立がある。

ちなみに、最高裁調査官の判例解説によると、従来の、特段の事情論の下での判例理論に基づきわが国裁判所が裁判権を行使していた範囲と、現行法の下での裁判権の範囲とが異ならないと解するべきであるとする²⁸。国内土地管轄規定における裁判籍を集積して、特段の事情により調整した結果と、現行民訴3条の2ないし3条の8の国際裁判管轄原因に3条の9による特別事情を考慮した結果の、それぞれの総和が異ならないとする。従って、特段の事情と特別事情の「広狭は一律に論ずることができない」。平成28年最高裁判決がこの理解を前提にしているという。

厳格説は、特別事情は「立法の際の類型的利益衡量の段階で考慮に入れられていなかったような事情等に限定されなければならない

²⁴ わが国の実体法上はこの請求が可能かにつき、争いがある。

²⁵ 前掲、佐藤・小林159頁、178頁。

²⁶ 例えば、安達栄司・本件評釈・金商1507号12頁、山田・前掲133頁。

²⁷ 例えば、中西・前掲注（5）12頁、中野・前掲注（12）548頁。

7. 国際的競合訴訟の規律

い」として²⁹、平成28年最高裁判決について、外国関連訴訟の「存在と進捗を過度に重視していること」を問題視する。また、特別事情を、「特定の管轄原因との相対的關係で考慮」するべきであり、「一般的に論じることは許されず、「特別の事情」の発動の前提として肯定された管轄原因との関係においてのみ「特別の事情」が判断されるべきである」とする見解がある。そこで、最高裁判決の特別事情の判示が「管轄原因である不法行為の結果発生地とは切断されたものである」と非難する³⁰。

まず、評者の国際訴訟競合に関する立場に注意する必要がある。前者が厳密な承認予測説であり、後者は、国際訴訟競合の考慮自体を否定する消極説を採る。従って、競合訴訟の考慮を国際裁判管轄における特別事情で行うことに否定的であるのは当然である。少なくとも平成23年改正に結実した国際裁判管轄法制に関する法制審議会の議論においては、特別事情の考慮をそこまで厳格に扱うというものではなく、特に、国際訴訟競合について、特別事情の考慮により却下するという処理の有り得ることを前提に、訴えの利益に基づく中止規定を新設するかが論じられ、後者が否定されたものである³¹。従って、起草意思としての多数がこの意味で特別事情を用いる可能性を前提していることが伺われる³²。次に、競合訴訟という要素が、個々の管轄原因の立法時において考察されていたということはあり得ないのであり、一般的に別

個の規制要因とならざるを得ない。これを考慮することが、従前の判例法理である「特段の事情」論の場合に懸念されたように、必ずしも特別事情の肥大化に通じるとも言えない。すなわち、管轄原因が厳密に規定されているのであれば、その関連概念の解釈がまずなされるのは当然であり、これによりわが国の裁判管轄が否定されるのであれば、競合訴訟の状況もないのである。次いで、わが国に裁判管轄原因たる関連が存在するというときに、かつ外国競合訴訟が係属しているという限られた場合にのみ、当事者の公平、裁判の迅速・適正という指標に基づき、一個の要素として後者を考慮し得るとするのである。むしろ、多様な国際訴訟の現実に照らして、管轄原因規定の立法において、その類型的利益衡量によって汲み取ることでできなかった事情の存在し得ることが、民訴3条の9の前提であろう。例えば、従来の「特段の事情」論における実務として、土地管轄規定の裁判籍を複数掲げつつ、「仮に存在すると仮定して」、特段の事情考慮による利益衡量に全面的に依拠して、わが国の裁判管轄を決定した判決が存在した。これが学説上、肥大化として批判されたのである。ここでの外国競合訴訟の考慮は、そのようなものではない。

外国競合訴訟の存在という異なる利益状況を考慮して、わが国の訴訟を規制するべき場合が有り得るとすると、いかなる根拠でこれを行い得るかが問題となる。承認予測説の学説的当否を別にしても³³、民訴142条の類推

²⁸ 野村武範・本件評釈・最高裁判所判例解説（民事編）69巻8号301頁。

²⁹ 安達・前掲頁は、ここで新堂幸司・小島武司編『注釈民事訴訟法（1）』105頁（道垣内正人）を注記している。これは平成23年民訴法改正前のものである。本文引用部分は現行民訴3条の9の解釈論としての安達教授自身の主張である。

³⁰ 山田・前掲133頁。

³¹ 拙稿・前掲（下）65頁以下参照。

³² 佐藤・小林・前掲178頁。

適用というのは、通常の国内重複訴訟とは異なる要件化が必要であり、無理があるように思われる。

2 関連事件の考慮と平成28年最高裁判決の位置付け

本件において、日本訴訟と米国訴訟の訴訟物は異なる。従って、内外の同一訴訟物を前提する狭義の国際訴訟競合の場合ではない。承認予測は同一当事者、同一訴訟物の場合、外国判決承認制度が存在するために、その判決効がわが国内に将来生じるのであるから、外国で係属している裁判で将来下される判決の承認予測が成り立つときに、判決効の抵触防止、当事者の便宜、訴訟経済の観点から、内国後訴を規制するというものであった。外国訴訟係属の効果を承認し、国内的重複訴訟と同様に規制するのである。従って、平成28年最高裁判決も、元より外国訴訟係属の効果を承認するという枠組みを採用しているのではない³⁴。また、関連事件の係属を直ちに重視しているわけでもなく、証拠の所在及び当事者の予測可能性を同時に考慮している³⁵。しかし、最高裁判決が、外国関連訴訟の係属を一つの考慮要素として特別事情の有無を判断したことは疑いを入れない。このこと自体の当否を別にして、評釈者が一致してこれを認めている。すなわち、外国に係属す

る競合訴訟を、わが国国際裁判管轄を否定する特別事情の要素として考慮したものに他ならないのである。

訴訟物の同一ないし事件の同一の場合と、関連訴訟との区別を厳密に行うとすることは、国際訴訟の場合に困難を来す³⁶。内外訴訟において、そもそも準拠法が異なることがあり、この場合、旧訴訟物理論を前提すると訴訟物は到底一致しない。新訴訟物理論を前提するとしても、国内事件と全く同様に「請求」概念を解釈するわけにはいかないのでは無からうか。手続法はその国の実体法を前提として請求概念を組み立てるであろうからである。訴訟物の厳密な一致を求める場合、訴訟物の準拠法を外国訴訟法によるか、内国訴訟法によるかをまず決めて、そのいずれかによる一致を求めるとするとしても³⁷、手続法及び実体法の双方からのアプローチが必要である。国際訴訟独自の訴訟物として、内外訴訟における当事者の請求の内容（要求事項）から、法廷地国際民法の自律的解釈によりその範囲を比較しつつ、内外訴訟における解決の包括性を考えるという方法も考えられよう³⁸。しかし、いずれにしても裁判所及び当事者の労力が多大である。

この点で、裁判管轄規制説ないし多元説からは、「国際的訴訟競合それ自体として規制するのではなく、…内外訴訟の関係について

³³ 拙稿・前掲（上）89頁参照。

³⁴ 山田・前掲、山木戸勇一郎・本件評釈・法学研究90巻6号105頁。

³⁵ 野村・前掲303頁、同・本件評釈ジュリ1501号88頁も参照。

³⁶ 国際事件における訴訟物について、例えば次を参照。芳賀雅顕「国際訴訟競合における外国手続の長期化」石川明＝石渡哲＝芳賀雅顕編『EUの国際民事訴訟法判例II』134頁。

³⁷ 安達栄司「国際的訴訟競合論」成城法学75号12頁。承認される外国判決の効力を前提に訴訟物を観念するとしても、判決効の基準を判決国法とするか、承認国法とするかの争いもある（芳賀雅顕「外国判決の効力—総論的考察—」法学研究83巻1号363頁参照）。そこでは自動的承認（民訴118条参照）を前提に、承認される判決の効力は原則として判決国法を基準とするというのが通説であった。内外判決の準拠実体法が異なることも考えられるのである。

³⁸ 道垣内正人「国際的訴訟競合（5・完）」法協100巻4号755頁、上村明広「国際的訴訟競合序説」神戸学院法学28巻2号26頁。なお、道垣内正人「国際訴訟競合」『新・裁判実務体系3 国際民事訴訟法（財産法関係）』（高桑昭・道垣内正人編）参照、

厳密な枠付けを行っておく必要はさほどにはない」訳である³⁹。裁判管轄規制の場合に、訴訟係属の効果を承認するという意味で外国訴訟係属を考慮するというものではそもそもない。これは承認予測説ないし訴えの利益説を前提とするのである。管轄規制説は、競合訴訟の存在が直ちに規制に結びつくというのではなく、証拠の所在や当事者の負担を考慮し、その意味で外国訴訟の進行状況も勘案しながら、当事者の公平、裁判の適正・迅速に資する場合にのみわが国訴訟を規制する。平成28年判決が、国際訴訟競合に関する管轄規制説ではないとする評価がある⁴⁰。確かに、内外法廷地の比較を行うプロパー・フォーラム説とは異なる発想によると思われるが⁴¹、国際訴訟競合に関する管轄規制説に共通の規律内容がどのようなものであるかの理解の相違であろう。更に、多元説としては、裁判管轄としての規制のほか、訴えの利益や信義則など、事案に応じた適切な法律構成が考えられるべきであり、訴訟物同一か関連訴訟かの区別はそれほど重要ではない。また、関連訴訟の考慮を裁判管轄で行い得るとして、一層、規制の必要性のある狭義の訴訟競合について、特別事情の要素となし得ないとする理由が不分明である。逆に、狭義の訴訟競合に限定して考慮すべきだとするなら⁴²、同一訴訟物の厳密な画定という困難な作業がやはり必要となる。このように見てくれば、平成28年判決は、まさに国際的な競合訴訟の場合に、外国訴訟係属を、裁判管轄を規制する特別事情の一個の要素としたものである。

3 外国関連訴訟は考慮すべきか

関連訴訟と言う場合、内外判決効の抵触はない。しかし、法律上、事実上の争点の同一により、紛争の核心部分において⁴³、矛盾判決を生じる恐れはある。平成28年最高裁判決は、ウェブサイトに掲載された記事により、わが国において名誉信用毀損の結果を生じた事件であった。外国関連訴訟のない限り、わが国で訴訟を行うべき事案であったと解する⁴⁴。従って、同判決において、外国関連訴訟の係属のあったことが極めて重要な意味を有した。

平成28年最高裁判決の事案において、内外訴訟における紛争の中心はわが国企業が進出先の米国において、出資先米国企業から排斥されたことの正当性であり、これが先に米国訴訟で争われていたのである。出資先企業としては、経営に関する重大事由を、迅速に投資家に情報提供する必要があったと考えられる。自社ホームページに自国言語でプレスリリースを掲載する方法によることは自然である。その結果として、わが国において名誉毀損を生じたとしても、それは派生的紛争に過ぎない。定款所定の行動準則に反する行為を株主や取締役が行っていたか、その故に、株式強制償還や取締役の解任が正当化されるかという、米国でホテル及びカジノを運営する企業の経営に関わる問題こそが根源的紛争なのである。当事者らの出資合意において当事者双方が準拠法及び専属的管轄の合意を行っていたように、本来的に米国で争うことが想定されていた。そして、米国訴訟におけ

³⁹ 石黒・前掲『深層』114頁。

⁴⁰ 種村佑介・本件評釈・判時2320号156頁。

⁴¹ 拙稿、「国際訴訟競合に関する最近の法発展」国際商事法務45巻1号56頁参照。同旨、村上・前掲16頁。

⁴² 岡野祐子・本件評釈・新判例解説Watch21号302頁参照。

⁴³ E U規則における同一請求に関する核心理論とは異なる。

⁴⁴ 中村・前掲119頁、安達・前掲注(26)13頁参照。

る争点、株式強制償還の正否であり、これはわが国企業の側に米国海外腐敗行為防止法に違反する行為があったか否かにかかっている。同時に、わが国訴訟の争点、米国の法律事務所による調査報告書の真実性、及び出資先米国企業がこれを真実であると信用したこと相当性である。すなわち米国海外腐敗行為防止法に違反する行為の存否こそが、日米訴訟の肝心の争点として共通である。この争点の審理のために、米国開示手続が先行しており、合計約100名の証人、9500点の文書が既に開示されていたのである。なお、最高裁判決には言及されていないが、米国では刑事事件化していた。

ちなみに、前掲、最高裁平成13年6月8日判決の事案では、訴訟物が異なるが、日本企業の著作物の海外における利用許諾契約書の真否が内外訴訟の核心となる争点であった。そして、この点で内外の判決が抵触し、跛行的法律関係を生じた典型的な事例である⁴⁵。また、横浜地裁平成26年8月6日判決⁴⁶では、裁判管轄原因の存在が否定されているので傍論であるが、国際的な競合訴訟の存在を特別事情の要素とした。医薬品メーカーである韓国企業と、研究者及び当該研究者と協力関係にあるわが国企業との間の、韓国企業の営業秘密の侵害等に基づく損害賠償請求を求める米国訴訟があり、併行して、わが国企業が韓国企業を相手取って、日本で債務不存在確認請求を行ったものである。日本訴訟では、わが国企業の営業秘密の侵害及び米国訴訟提起自体を不法行為とする損害賠償請求も行っている。日米訴訟は厳密な意味で

事件の同一があるわけではない。判旨によると、形式的には日本訴訟が米国訴訟提起に先行するが、実質的には、基礎となる事実関係が同一の米国訴訟が先行するものであること、日本訴訟で審理され得るのが米国訴訟における訴因のごく一部に過ぎないことなどから、「事案の性質からして、本件紛争の処理は[米国訴訟]に委ねるのが適当である」。日本訴訟の追行は被告の応訴負担が過重である。使用される証拠も米国に所在するものが多いとした。そして、米国開示手続で収集済みの証拠の、米国訴訟における利用可能性に特に言及している。以上の事情を総合的に勘案して、わが国訴訟を却下する特別事情が存在するとしたのである。

前述したように、裁判管轄規制説によると、重複訴訟として内外訴訟を規制するわけではないので、厳密に訴訟物の同一を求める必要がない。訴訟物同一の場合を含めて外国競合訴訟の存在を、裁判管轄の決定の際に証拠の所在や被告応訴負担の要素と併に考慮すれば足りる。そうだとすると、外国競合訴訟とは何かを一般的に考察しておくことが便宜である。この点で、EU規則である「民事及び商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する欧州議会及び理事会規則(2012)」(ブリュッセル I a 規則)⁴⁷30条によれば、EU構成国における関連事件が先に係属している場合に、これを考慮して裁量的に自国裁判を中止及び管轄を抑止できる。34条によると、構成国以外の第三国関連事件が先に係属している場合に、裁量的に自国裁判を中止及び却下できる。矛盾判決を防止

⁴⁵ 拙稿・前掲(下)51頁以下参照。

⁴⁶ 判時2264号62頁。評釈として、竹内啓介・ジュリ1504号135頁、伊藤亮介=大江修子=佐藤力哉・ジュリ1498号107頁、長田真理・リマークス53号142頁。

⁴⁷ 法務省大臣官房司法法制部『法務資料464号(欧州連合(EU)民事手続法)』に春日偉知郎教授による概説と翻訳が掲載されている。略称ブリュッセル I a 規則とされる。

し、手続効率性に資することを目的とする。さし当たりEU規則における関連訴訟規制を参考にすることができようか。後述する。

4 証拠の所在と当事者の負担

平成28年最高裁判決の事案では、株式強制償還の前提として、日本企業側のフィリピンや韓国における行為が問題視されていたところ、米国開示手続に提出済みの証拠として、大半が日本に居住せず、日本語を解しない多くの証人と、大量の英文文書が存在したのである。証言録取書等を含めてこれら証拠が米国に所在する。わが国での証拠調べのためには、証人の招請、通訳、文書の翻訳に要する費用や労力が過大であり、多大な時間もかかる。これについて、わが国訴訟では、その審理のための証拠調べの対象を限定することが、裁判所からはできるかもしれない⁴⁸。しかし、そもそも証拠提出は当事者の権能であることから、一方が提出した証拠に対して、他方当事者が準備せざるを得ないとすると、当事者の負担は免れないであろう。米国で開示された証拠を当事者双方が提出することが予想されたのである。判旨は当事者の負担の観点で理由付けているのである。

5 管轄恒定原則（民訴3条の12）

関連訴訟をわが国の裁判管轄の問題として考慮する上で、内外訴訟係属の先後が、管轄恒定原則との関係で問題となり得る。平成28年最高裁判決の事件では、外国訴訟が先に係属していた。判決にも言及されている。

⁴⁸ 安達・前掲頁、山木戸・前掲105頁。

⁴⁹ 東京地裁平成27年12月21日判決（2015WLJPCA12216002）。東京高裁平成28年6月1日判決（2016WLJP CA06016006）（上告、確定）。

⁵⁰ 安達・前掲頁。

6 別件日本訴訟の存在

平成28年最高裁判決のX₃らによるフィリピンにおけるカジノリゾート用地買収に関し、政府関係者との間に不正が存在したとする朝日新聞の報道に対して、名誉毀損に基づく損害賠償請求訴訟が日本において提起されていた⁴⁹。裁判において問題とされた朝日新聞の記事は、平成24年12月30日から平成25年2月8日にかけて、新聞紙上及び同新聞ウェブサイトに掲載された。前記プレスリリースの基になった法律事務所の報告書を同新聞社記者が入手し、その内容に基づき、独自に取材したものである。高裁判決は、記事の真実性相当性をおおよそ認める内容で、地裁判決が認容した330万円を減額し、33万円のみ認容した。この訴訟の存在が、平成28年判決の事件とわが国との強い内国牽連性の証左とする⁵⁰ことはできない。朝日新聞社の事件は、日本の新聞社と日本法人との、日本において頒布された新聞記事及びウェブサイト記事による名誉毀損に関する純然たる国内事件である。本件訴訟と異なり、日本の新聞社の取材に基づき掲載した記事の真実性・相当性が争点となる。

Ⅲ ブリュッセル I a 規則における競合訴訟規制

EU構成国間の国境を越える民商事事件について、国際裁判管轄や外国判決承認執行制度が統一されている。財産法関係について、ブリュッセル条約が規則化され、ブリュッセル I 規則が2000年に成立していた⁵¹。これ

が2012年に改正されたものが前述のブリュッセル I a 規則であり⁵²、2015年より発効している。これが現行法であるが、この論稿では、改正規則ないし単に規則と表記し、2012年改正以前のものを旧規則とする。

以下に、ブリュッセル I a 規則における重複訴訟及び関連訴訟の規律を概観したい。規則29条と30条は構成国間、33条と34条は構成国と第三国間における競合訴訟規制であり、29条と33条が同一請求（訴訟物⁵³）の重複訴訟規制であり、30条と34条が関連訴訟の規制である。規則29条と30条は、各々、旧規則27条および28条に相当し、基本的には大きな変更が無い。他方、規則33条と34条は、構成国と第三国間の競合訴訟に関する処理を構成国間で統一する新たな条項として、改正により導入されたものである。構成国間における同一請求の重複訴訟規制のみ、職権に基づき手続の進行をしない義務付けを行っているのに対して（29条）、構成国間関連訴訟（30条）及び第三国との関係（33条、34条）については、まず、構成国裁判所に中止の裁量を与える。但し、第三国重複訴訟が承認可能な判決により終結した場合は内国訴訟の却下が義務付けられている（33条3項）。第三国関連訴訟については、この場合の却下も裁量的である（34条3項）。

更に、構成国間規制の効果が手続の中止（stay）と管轄の抑止（decline jurisdiction）であるのに対して、第三国との関係では、手

続の中止（stay）と却下（dismiss）である。構成国間における重複訴訟及び関連訴訟の規制は構成国間の管轄配分に関わるののに対して、構成国と第三国間の問題としては管轄配分を行うものと解することはできないのであり、構成国の観点から「適切な訴訟追行（proper administration of justice）」に必要な場合にその訴訟を中止する制度である（33条1項(b)及び34条1項(c)）。

1 29条及び30条

規則29条と30条は、請求が同一の重複訴訟と争点が同一であるに過ぎない関連訴訟を含めて広義の「矛盾（irreconcilable）判決」を回避することを目的とする規定である⁵⁴。いずれも先係属裁判所の手続きを優先し、後訴裁判所の手続きを抑制することで、判決の矛盾を防止しようとする。29条が裁判における請求が同一であるので、法的に一致する二重の手続きを避けるのに対して、30条が、法的争点が同一であるために関連する手続きを規制する。29条が、後訴裁判所に管轄抑制を義務付け、30条が、後訴裁判所に管轄を抑制する裁量を与えるものである。

29条は、単一市場を構成する国々において一個の判決を共有する、EU法制度上の判決共同体のシステムに関わるものである。この判決共同体は、構成国判決の承認執行制度を中核としている。EUにおける構成国間の判決の承認執行において、判決国管轄（間接

⁵¹ 中西康「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関するブリュッセル条約（一）（二完）」民商法122巻3号426頁、同4・5号712頁、同「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する2000年12月22日の理事会規則（EC）44／2001（ブリュッセル I 規則）（上）（下）」国際商事法務30巻3号311頁、同巻4号465頁。

⁵² Regulation (EU) No.1215/2012,OJ L 351[2012]. 参照、岡野祐子「Brussels I 規則改正に見る諸問題」国際法外交113巻1号30頁。ブリュッセル I 規則の改正について、更に、芳賀雅顕「国際裁判管轄の専属的合意と国際的訴訟競合の関係—2012年ブリュッセル（I）規則改正を中心に—」慶應法学28号273頁参照。

⁵³ 英文テキストでは、cause of action である。国内法的な訴訟物との混同を避けるため、「請求」の訳語によった。

⁵⁴ ULRICH MAGNUS AND PETER MANKOWSKI (Eds.), EUROPEAN COMMENTARIES ON PRIVATE INTERNATIONAL LAW (ECPIL), vol.1 (Brussels Ibis Regulation) (2016), p.717 (Richard Fentiman). 競合訴訟規制については、Fentimanの執筆部分である。Hereinafter, MAGNUS/MANKOWSKI.

7. 国際的競合訴訟の規律

管轄)の審査も極めて限定的であり(36条、45条1項(e))、ほぼ自動的に承認される仕組みとなっている。重複訴訟禁止原則(29条)がこれと密接に組み合わせられて、同一請求、同一当事者間の訴訟が一国で提起されると、後訴裁判所は管轄を抑制し、先係属国の裁判の結果を承認し、執行するわけである。かくて判決抵触の危険が防止される。29条は「客観的で自動的な性質」を有すると言える⁵⁵。

矛盾判決の回避のためには、承認段階で解決する方法もあり得る(45条参照)が、EU法制度の下では、同一請求同一当事者間の裁判に関して、承認拒絶の方法に至る以前に解決すべきであるとされる⁵⁶。同じ請求に対して矛盾する判決の効力が、域内において両立することは避けなければならないのである。なお、ここで請求というとき、構成国国内法上の訴訟物概念からは切り離された、規則の自律的解釈に基づく概念であり、ECJ先例が重要である⁵⁷。29条は、わが国法の意味において訴訟物の一致する重複訴訟の規制ではない。相似的な二つの手続を規制するものであり、厳密な意味における同一の訴訟物である必要がない⁵⁸。45条1項(d)は、「同一請求(cause of action)、同一当事者間」の判決承認を規定しているので、関連訴訟についてはこの規定を用いることができない。

他方、30条は、訴訟物が異なるが、争点が同一であり関連する訴訟が構成国間で係属したに過ぎない場合なので、判決抵触の問題は生じない。しかし、二個の手続きに対して、

域内における一貫しない判決が生じることを避けるものである。29条とは異なり、判決効の抵触回避ではなく、矛盾する手続を回避し、手続効率と域内におけるより広範な判決の調和を目的としている⁵⁹。30条2項によると、「先係属裁判所の関連訴訟が第一審に係属中は、複数の関連訴訟につき先係属裁判所に管轄が存在し、かつ、その国の法によりそれら訴訟の併合が可能であるときは、先係属裁判所が当事者の申立に基づき、管轄を抑制することができる」。そして、1項により、先係属裁判所において、控訴段階に至ったとしても、あるいは併合が可能でなかったとしても、先係属裁判所以外の構成国裁判所は手続を中止することができる。一般的な裁量的中止規定である。関連訴訟の定義が3項に規定されている。すなわち、「複数の訴訟が密接に関係しており、各別の手続による矛盾した判決を生じる危険を回避するために、共に審理し決定することが適切である」場合である。

29条と30条を併せて、構成国裁判所間の裁判追行を調和させる(harmonious administration of justice)ことが、制度目的である(前文21)。29条が30条に優先するので、訴訟物同一の29条が第一原則であるように見られがちであるが、むしろ30条が「矛盾判決」を回避するためのより一般的な問題を扱っており、29条がその特殊の場合を規律すると解することもできるとする見解がある⁶⁰。

⁵⁵ See, MAGNUS/MANKOWSKI, p.718.

⁵⁶ MAGNUS/MANKOWSKI, p.716.

⁵⁷ 参照、酒井一「ブリュッセル条約21条の意味における請求権」石川明・石渡哲編『EUの国際民事訴訟法判例』177頁、同「ブリュッセル条約21条の意味における「請求権」と「当事者」/ブリュッセル条約22条における「訴えの関連性」同書182頁。同「ブリュッセル条約21条における同一請求概念」石川明・石渡哲・芳賀雅顯編『EUの国際民事訴訟法判例II』127頁、芳賀雅顯「国際訴訟競合における外国手続の長期化」同書140頁以下。

⁵⁸ MAGNUS/MANKOWSKI, p.726.

⁵⁹ MAGNUS/MANKOWSKI, p.737,738.

他方、33条と34条は、これと全く異なる制度である。33-34条の制度は構成国裁判所と第三国裁判所間の競合訴訟を規律する。第三国裁判所における手続きを優先して、構成国裁判所の手続きを抑制すると決定するためには、殊に国際的裁判拒絶を生じないことに留意して、一定の柔軟性を不可欠とする(前文23)、(24)⁶¹。

2 33条及び34条

33条は、同一請求、同一当事者間の訴訟が、第三国裁判所に先に係属している場合、規則に基づき管轄を有する構成国裁判所の手続きを中止できるとする。その要件は、第三国裁判所が承認可能な判決を下すと予測できること、及び、中止が「適切な訴訟追行」に必要であることである。そして、第三国裁判所の訴訟が終結し、承認可能な判決が下された場合には、構成国裁判所は手続きを却下しなければならない。

34条は、関連訴訟が第三国裁判所に先に係属している場合、規則に基づき管轄を有する構成国裁判所の手続きを中止できるとする。その要件が明文で規定されており、同条1項(a)関連訴訟に関する格別の手続から生じる矛盾判決の危険を回避することができること、(b)第三国裁判所が承認可能な判決を下すと予測できること、及び、(c)中止が「適切な訴訟追行」に必要であることである。そして、第三国裁判所の訴訟が終結し、承認可能な判決が下された場合には、構成国裁判所は手続きを却下することができる。

改正規則33条及び34条は新たな制度をブ

リュッセル体制に導入したものであり注目される。規則に基づく管轄である場合に、構成国裁判所にその手続きを中止することを許容するのである。規則は、構成国裁判所が第三国訴訟を考慮する「柔軟なメカニズム」を用意したのである。特に、将来下される第三国判決が当該の構成国の国内法に従い承認執行可能であるか、及び「適切な訴訟追行 (the proper administration of justice)」に必要なかを考慮する。(前文23)

適切な訴訟追行という要件を考慮するために、当該事件の全ての事情を勘案するべきであるとされている。例えば、「当該事件の事実関係及び当事者と、第三国との関連性」、「構成国裁判所に提訴されたときの、第三国手続きの進行状況」、「第三国裁判所が合理的な期間内に判決を下すことが予想されるか否か」を考慮し得るとされている(前文24)。また、前文24によると、規則24条及び25条の専属管轄規定と同様の場合に第三国裁判所が専属管轄を有するとき、このことを考慮できると特に言及しているため、殊に、専属的管轄合意がなされていた場合に重要となる⁶²。

第三国競合訴訟規制は、規則4条、7条、8条または9条に基づき構成国に管轄が認められる場合に限定される⁶³。

第三国訴訟が先に係属していること、及び第三国判決の承認予測が成立することの二つの要件が重要である。従って、第三国訴訟が後訴に当たる場合には、たとえ手続が実質的に進行しているときでも、中止の権能がないと解される⁶⁴。第三国の訴訟係属の解釈について、係属の定義規定である規則32条が適

⁶⁰ MAGNUS/MANKOWSKI, p.714.

⁶¹ MAGNUS/MANKOWSKI, p.715.

⁶² MAGNUS/MANKOWSKI, p.761.

⁶³ 構成国裁判所に、規則に基づく専属管轄が認められる場合(24条及び25条)、及び、非専属的合意管轄がある場合にも(25条)、競合訴訟に基づく規制が及ばないとする見解がある(MAGNUS/MANKOWSKI,p.762)。

7. 国際的競合訴訟の規律

用されるとの見解と⁶⁵、自律的解釈がなされるべきであるとする見解がある⁶⁶。また、承認予測について、証明の基準について規則には何らの指針も明らかにされていない。故に、その蓋然性を予測することはやはり相当の困難があろう⁶⁷。第三国判決の承認執行については、規則が適用されず、各構成国の国内法によるのであるから、承認予測についても各国国内法上の承認要件を前提とすると解する見解がある⁶⁸。

以上からも分かるとおり、33条及び34条の第三国競合訴訟の規制については不明確な点が多い⁶⁹。33条の同一請求の意味について、29条に関する従前のECJ先例が適用されると解する余地もあるが、第三国判決の承認については国内法が適用されるので、訴訟物の意味についても構成国の国内法に委ねられると解することも不可能ではない⁷⁰。34条についても、関連訴訟の定義が重要となるが、規則自体には要件が規定されていない。構成国間の規定である30条の要件が参照される可能性がある。また、適切な訴訟追行の必要という要件も曖昧であり、フォーラム・ノン・コンヴェニエンスの法理が限定的に導入されたという見方もある⁷¹。たとえ、承認予測が成立したとしても、他の、一般条項的な要件の下で、構成国裁判所の裁量範囲が非常に広い柔軟な規律である。構成国の国内法との関係も整理が必要であらう。規則の適用範囲において規則の競合訴訟規制がいわば専占し、国

内法上の第三国との関係における重複訴訟ないし関連訴訟の規制が排除されるのである。

結語

序に述べたように、外国給付訴訟に対抗する消極的確認訴訟を提起するような原被告逆転型の場合を除くと、むしろ、厳密に当事者・訴訟物が一致する訴訟競合が生じることは例外的であらう。外国訴訟に対抗して、内外の管轄争いを行うとしても、異なる当事者の引き込みや異なる請求の付加を行うという実務がまま見受けられるところである。そういう意味において、争点が一致する関連事件の規制が重要なのである。従来の下級審判例が、狭義の訴訟競合を、国際裁判管轄を否定する特段の事情の要素としていた⁷²。これが国際裁判管轄法制を整備した民訴改正後においては、3条の9の特別事情において継承されたと解される。但し、前述した横浜地裁平成26年8月6日判決もむしろ関連事件の係属という方が相応しい内容をもっていた。そして、平成13年のウルトラマン最高裁判決及び平成28年最高裁判決が、外国関連事件をこの枠組みにおいて考慮したのである。競合訴訟を特別事情の一つの考慮要素として勘案することが確定判例となったと言って良い。裁判管轄において、外国競合訴訟の係属を要素としつつ、その進行状況と証拠の所在、被告の応訴負担を考慮して、わが国裁判におけ

⁶⁴ MAGNUS/MANKOWSKI, p.762.

⁶⁵ MAGNUS/MANKOWSKI, p.763.

⁶⁶ Christian Heinze and Björn Steinrötter, *The Revised Lis Pendens Rules in the Brussels I Bis Regulation—Changes and Challenges of the Renewed Procedural Scheme* (Eds. Vesna Lazi/Steven Stuij), p.13. Hereinafter, Heinze & Steinrötter.

⁶⁷ MAGNUS/MANKOWSKI, p.762.

⁶⁸ Heinze & Steinrötter, p.13.

⁶⁹ MAGNUS/MANKOWSKI, p.777.

⁷⁰ Heinze & Steinrötter, p.13.

⁷¹ MAGNUS/MANKOWSKI, p.765, Heinze & Steinrötter, p.12.

⁷² 拙稿・前掲(下)43頁以下参照。

る審理の迅速・適正及び当事者の公平を判断する場合、狭義の訴訟競合と関連訴訟のそこまで厳密な区別を行う必要がない。承認予測説であれば、外国判決承認制度との連続性を前提として、内外訴訟の訴訟物の同一という解決困難な問題を突きつけられることになるが、多元説に基づき、裁判管轄で扱うとすると、この難問に逢着しない。

ブリュッセル I a 規則の競合訴訟規制においては、訴訟物同一の狭義の訴訟競合と関連訴訟が共に規制対象となっていた。EUという判決共同体の中での規律を直ちに採用し得るということはないであろう。わが国はこのシステムに組み込まれてはいない。しかし、関連訴訟の規律は、争点の同一による矛盾判決の防止を目的として、構成国に相当の裁量を与える柔軟な規律であった。2012年改正により、規則上の特定の管轄原因に基づく構成国の訴訟に関して、構成国以外の第三国訴訟を優先して自国訴訟を抑制する柔軟なメカニズムを、新たにブリュッセル・システムに付け加えた。第三国訴訟における関連訴訟の係属を考慮して、自国訴訟を裁量的に抑制する方法を構成国間で統一したのである。

EU規則の狭義の訴訟競合の規制が外国判決承認制度と密接に関係し、一国の判決効が他の構成国に流通するシステムに組み込まれているのに対して、関連訴訟の規制は判決効とは必ずしも関係しない。広い意味で矛盾判決の防止と手続の効率性という観点からの規律は、狭義の訴訟競合を包括するより一般的な制度であるとする見解もみられたところである。従って、競合訴訟の規律、特に関連訴訟の規制方法として、参照の余地があるように思われる。

まず、構成国間の関連訴訟規制（規則30条）においては、外国関連訴訟の係属が内国訴訟

係属以前であること、及びこれらが密接に関係しており、矛盾判決回避のために外国訴訟において統一的に審理すべきことが要件であった。その場合に構成国裁判所に管轄抑止及び中止の裁量が与えられる。他方、第三国関連訴訟の場合（規則34条）には、第三国訴訟が内国訴訟より先に係属していること、矛盾判決の危険の回避、第三国判決の承認予測の成立、及び「適切な訴訟追行」の必要の要件の下で、中止が可能とされていた。要件具備があっても中止は裁量的であるので、中止しないことも可能なのである。適切な訴訟追行という要件を決定するためには、全ての事情を勘案するものとされるが、例えば、事件及び当事者と第三国との関連性、第三国訴訟の進行状況、第三国裁判所が合理的な期間内に判決を下すことが予想されるか否かを要素とする。

このこととの関連で、平成28年最高裁判決において、原審判決が、わが国訴訟における請求がネバダ州裁判所において、同州法の下で併合可能であることに言及していたことが注目される。

他方、ブリュッセル I a規則の場合、競合訴訟の規律において外国判決承認執行制度との関係が重要であり、請求及び当事者同一の狭義の訴訟競合の場合と関連事件の区別が必至であった。わが国はこの枠組みに参加していないのであるから、この桎梏に煩わされる必要がない。競合訴訟を裁判管轄の特別事情で扱う場合には、無理に区別する必要もないのである。

私見は、国際的な競合管轄許容原則を重視し⁷³、狭義の訴訟競合の場合であっても、直ちに内国訴訟を規制するべきであるとは解さない。内国訴訟の原告の裁判を受ける権利を尊重するべきであろう。しかし、競合訴訟の

7. 国際的競合訴訟の規律

ときに、わが国に民訴規定上の国際裁判管轄原因があるとしても、真に外国訴訟の審理に委ねるべき例外的場合にのみ、外国訴訟の進行状況や証拠の所在、当事者の公平を勘案しつつ、わが国訴訟を規制できると解する。現に係属している外国訴訟における併合の可能性も考慮しながら、矛盾判決による跛行的法律関係の発生を防止することができることが要件となろう。更に、判断の極めて容易な要件の下で、将来下される外国判決の承認予測が成立しないことや、合理的な期間内に外国判決が下される見込みが無いことは、わが国訴訟を継続するべき要因となる。

もとより、規制根拠としては多元説を前提するので、訴えの利益や信義則など、事案に応じて相応しい法律構成が有り得べきである。

(本研究は、公益財団法人 全国銀行学術研究振興財団の助成を受けた。)

⁷³ 例えば、次の文献は外国判決承認執行制度を前提とする記述であるが、鈴木忠一・三ヶ月章編『注解民事執行法（1）』（青山善充執筆）364頁以下など参照。